

特定人工授精用精液等（黒毛和種）が対象

自己の所有する特定人工授精用精液等を他人が所有する牛へ受精卵移植を行った場合も、譲渡記録簿への記載が必要

家畜人工授精所の管理番号：06XXXX

家畜人工授精所の名称及び所在地：山形家畜人工授精所 山形市松波 2-8-1

譲渡・譲受等した年月日	家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号	家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
2020年10月1日	06△△△△ 受精卵ストロー又は家畜体内（体外）受精卵証明書等で確認		2	山形県〇〇市〇-〇 田中 太郎	1	自家利用の畜産農家
2020年10月7日	06△△△△△		1	〇〇県〇〇市〇-〇 〇〇家畜人工授精所	2	
2020年10月15日	06□□□□	9999007	開設あり：1 開設なし：2		3	
2020年11月1日	06〇〇〇〇	12345~12355	1	06□□□□	1	2020年10月21日発見

なお、家畜受精卵移植簿に記載されている場合は、省略することも可能です  
その場合、家畜受精卵移植簿は10年間保存してください  
また、自家授精の場合は記載不要です

備考

- 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡・譲受等した年月日を記載すること。亡失したものが見つかる場合は、その亡失の日を記入し、発見の日を記載すること。
- 年月日を記載する場合、
- 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、2を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方を記載すること。（例：自家利用の畜産農家、学術目的など）
  - 有
  - 無
- 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
  - 譲渡
  - 譲受
  - 廃棄
  - 亡失
- 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。
- 「家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜受精卵を収めた容器に、家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号ではなく、第42条第1項第2号ロ及びハが表示されている場合は、これらを同欄に記載すること（名前を記載する場合はカタカナで記載する。）。